

新しい年金制度の骨格(民主党資料より)

○民主党「社会保障と税の抜本改革調査会 第13回総会」(4月28日)において古川調査会筆頭副会長が説明した資料より

2011年4月28日

新年金制度の骨格

【前提】

<年金受給者(60歳に達し、保険料を払い終えている方を含む)>
制度改革の影響を受けず、現在の受給額に変化なし。

<制度改革時に現役世代(20-65歳)>

- ①制度改革時までに現行制度で納めた保険料に対しては、将来、現行制度に基づく年金額を受給(現行制度の受給資格期間25年に達していない方も含む)。
- ②制度改革以降に新制度で納めた保険料に対しては、将来、新制度に基づく年金額を受給。
将来の受給額は「現行制度に基づく受給額①」と「新制度に基づく受給額②」の合算額。

<制度改革時以降に20歳に達する方>

新制度に基づく保険料納付を行い、将来、新制度に基づく年金額を受給。

1. 制度の骨格

(1) 加入対象者

- 20歳以上65歳未満の者すべて
- 20歳未満または65歳以上で所得のある者
- 被用者も自営業者もすべての人が同じ制度に加入(一元化)。

(2) 制度の骨格

- 現役時代に納める保険料に応じて給付を受ける「所得比例年金」と所得比例年金の額に応じて給付を受ける「最低保障年金」の組み合わせ
- 上記の組み合わせで、すべての人が月額7万円以上の年金を受けられるようにする(新制度の完成時点)。
- 「所得比例年金」の給付財源は「保険料」、「最低保障年金」の財源は「税」。

2. 所得比例年金

(1) 保険料

- 保険料は15%とする。
- 被用者は労使折半。自営業者は全額自己負担(仮置き)
- 被用者の賦課ベースは給与収入、自営業者の賦課ベースは「売上-必要経費」

(2) 所得比例年金額

- 個人単位で計算(有配偶者の場合、夫婦の納めた保険料を合算して二分したもの、それぞれの納付保険料とする=二分二乗)。
- 納付した保険料を記録し積み上げ、その合計額を年金支給開始(裁定)時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出(納付保険料については、年金支給開始時まで、一定の運用益=金利を付利して計算)。

3. 最低保障年金

(1) 最低保障年金の骨格

- 最低保障年金は、消費税を財源として、所得比例年金の受給額の少ない人に給付。
- 最低保障年金の満額は7万円(現在価値)。
- 全ての受給者が所得比例年金と最低保障年金の合算で、最低7万円以上の年金を受給できる制度とする。

(2) 最低保障年金の支給範囲

- 【A案(赤)】所得比例年金が一定額までは最低保障年金を満額支給、一定額を超えた時点から減額を行う。最終的に最低保障年金はゼロとする。(台形)
- 【B案(青)】所得比例年金額の増額に応じて、直線的に最低保障年金の減額を行う。最終的に最低保障年金はゼロとする。(三角形)

